

多摩市子ども・若者支援に関する調査（関係機関用）

このアンケート調査は、これから子ども・若者支援施策を検討するため、支援や相談等に携わる方を対象に、経済的に困窮する子どもや若者の状況、その子どもや保護者、若者が抱えている困難な状況、必要とする支援の内容や支援者間の連携のあり方、子ども・若者の権利に対する意識等についてお伺いいたします。

ご多忙の中大変恐縮ですが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

回答にあたってのお願い

- 部署・機関（団体）で、貧困状況に置かれた子どもとその保護者及び若者に対する支援について、施設長や所属長及び実際に支援等に関わっている職員の方の計2名に回答をお願いいたします。
- 設問によってご回答いただく方が限られる場合がありますので、ことわり書きにしたがってご回答ください。
- 回答は、あてはまる番号を選択する場合と、内容を具体的に記入いただく場合があります。
- 回答に際しては、下記 QR コードからアクセスしていただき、パソコンもしくはスマートフォン等で回答をお願いします。
- 同一端末からは1度しか回答を送信できませんので、ご注意ください。

URL : https://www15.webcas.net/form/pub/websurvey/tama_e-3_kikan

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です



- ご不明な点、調査に関するお問い合わせは、こちらにお願い致します。

多摩市役所 子ども青少年部 児童青少年課 子ども・若者育成係

電 話 042 (338) 6958

FAX 042 (372) 7988

令和4（2022）年4月に施行された「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」についてお伺いします

問1 「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を知っていますか。（1つ選択）

1. 聞いたことがあり、内容も知っている 2. 聞いたことはあるが、よく知らない
3. 聞いたことはない → 問2にお進みください

【問1で「1. 聞いたことがあり、内容も知っている」「2. 聞いたことはあるが、よく知らない」と答えた方にお伺いします。】

問1-1 「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」をどのような方法で見たり聞いたりしますか。（あてはまるものをすべて選択）

1. リーフレット 2. ポスター 3. 職場
4. 家族や知人の話 5. 多摩市公式ホームページ 6. たま広報
7. X（旧Twitter） 8. YouTube 9. 市内パネル展示
10. その他〔具体的に： 〕

問2 「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」には、次のような6つの子ども・若者の権利が示されています。

1. 生きる権利	住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること
2. 育つ権利	能力を伸ばして成長できるように学び、遊ぶこと
3. 守られる権利	紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること
4. 抱える困難に応じて必要な支援を受ける権利	抱える困難に応じて必要な支援を受けること
5. 意見を表明し、暮らしやすいまちの実現に向けて参画する権利	自分の考えや思いを表明し、まちづくりに参画すること
6. 自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利	自らの意思で挑戦し、挑戦を後押しされながら成長すること

問2-1 6つの子ども・若者の権利のうち、「子どもや若者」にとって特に大切だと思うものを最大3つまで選び、大切だと思う順に番号とその理由を記載してください。

番号	大切だと思う理由

問5 あなたの職場で子どもや若者を支援する際、関係機関や地域団体と協働・連携して行うことがありますか。「ない」場合は理由も教えてください。(1つ選択)

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | [理由:] |
| 2. ない | |

問6 あなたの職場では、子どもや若者が自分の権利について学ぶ機会がありますか。(1つ選択)

- | | | | |
|-------|-----------|-------|----------|
| 1. ある | 2. 少ないがある | 3. ない | 4. わからない |
|-------|-----------|-------|----------|

『あなた自身のこと』についてお伺いします

問7 あなたの所属を教えてください。(1つ選択)

- | | | | |
|----------------|---------------|------------|-----------|
| 1. 幼稚園関係 | 2. 保育園関係 | 3. 学童クラブ関係 | 4. 児童館関係 |
| 5. 療育機関関係 | 6. 医療機関関係 | 7. 相談機関関係 | 8. 就労支援関係 |
| 9. 地域の居場所関係 | 10. 社会福祉協議会関係 | 11. 学校関係 | 12. 自治体機関 |
| 13. その他[具体的に:] | | | |

問8 あなたの令和5(2023)年4月1日時点の勤続年数を教えてください。(1つ選択)

- | | | |
|---------------|---------------|--------------|
| 1. 1年未満 | 2. 1年以上5年未満 | 3. 5年以上10年未満 |
| 4. 10年以上20年未満 | 5. 20年以上30年未満 | 6. 30年以上 |

問9 あなたは、次のような子どもや若者を対象とした施設や相談機関を知っていますか。

(あてはまるものをすべて選択)

- | | |
|--|-----------------------------|
| 1. 市民相談室 | 2. TAMA 女性センター |
| 3. 子ども家庭支援センター | 4. こどもひろば OLIVE |
| 5. 児童館 | 6. 健康センター |
| 7. 発達支援室 | 8. 教育センター |
| 9. しごと・くらしサポートステーション | 10. 地域活動支援センター 「のーま」・「あんど」 |
| 11. 多摩児童相談所 | 12. 南多摩保健所、都立多摩総合精神保健福祉センター |
| 13. 東京都ひきこもりサポートネット | 14. 東京都若者総合相談センター「若ナビ α」 |
| 15. 職業安定所(ハローワーク)、ジョブカフェ、地域若者サポートステーションなどの就労支援機関 | |
| 16. 知っている相談機関等はない | |

問10 子ども・若者の権利について、あなたの思いや考え等を自由に記載してください。

自由記述

『貧困の状況にある子ども・若者、保護者の状態』についてお伺いします

問 11 あなたは、どのような状況にある子どもや若者を「貧困状態にある」と考えますか。

(あてはまるものをすべて選択)

- | | |
|------------------------------------|--------------|
| 1. 世帯が生活保護を受給している | |
| 2. 世帯が児童扶養手当（ひとり親家庭に対する手当）を受給している | |
| 3. 世帯が就学援助費（子どもの学用品等に対する援助）を受給している | |
| 4. 食事を十分にとれていない | |
| 5. 教育に十分にお金がかけていない | |
| 6. 身体の成長や季節に応じた服装をしていない | |
| 7. 医療にかかるのを控えている | 8. 住環境が劣悪である |
| 9. 相談できる人がいない | 10. わからない |
| 11. その他〔具体的に： _____〕 | |

問 12 これまでの経験で、貧困状態にある子どもや若者は、家庭状況や生活にどのような傾向があると感じていますか。(あてはまるものをすべて選択)

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1. 両親が不仲である | 2. ひとり親家庭である |
| 3. 家庭が地域から孤立している | 4. 保護者から必要以上に干渉されている |
| 5. 保護者から過度の期待をかけられている | 6. 保護者から放任（ネグレクト）されている |
| 7. 保護者から身体的虐待を受けている | 8. 保護者から心理的虐待を受けている |
| 9. 保護者から性的虐待を受けている | 10. 保護者が家庭を顧みていない |
| 11. 引っ越しや転校が多い | 12. 学校の授業が理解できていない |
| 13. 学校や職場に友人がいない | 14. 学校や職場でいじめを受けている |
| 15. 不登校を経験している | 16. 学校を中退している |
| 17. 進学を断念している | 18. 就職後1年以内に離職している |
| 19. 自傷行為をしたことがある | 20. DVを含む家庭内暴力がある |
| 21. 非行や非行につながる問題行動がある | 22. わからない |
| 23. その他〔具体的に： _____〕 | |

問 13 これまでの経験で、貧困状態にある子どもや若者は、どのような項目において課題があると感じていますか。(あてはまるものをすべて選択)

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1. 読み書き・計算などの基礎的な学力 | 2. 心の状態の安定性・心身の健康 |
| 3. 健全な生活習慣・食習慣 | 4. コミュニケーション能力 |
| 5. 他者への共感性 | 6. 他者への信頼感 |
| 7. 自己表現力 | 8. 自己肯定感・自尊心 |
| 9. 周囲からの評価への適切な反応 | 10. 認知（ものの見方・考え方・価値観） |
| 11. 生活自立能力 | 12. 意欲・チャレンジ精神 |
| 13. 夢や希望 | 14. わからない |
| 15. 特に課題はない | 16. その他〔具体的に： _____〕 |

問 14 貧困状態にある子どもや若者は、現在、どのような面で困難を抱えていることが多いと感じていますか。（特にあてはまるものを3つ選択）

1. 心身の発達に必要なしつけや食事の提供がされていない
2. 学習についていけない
3. 自己肯定感・自尊感情が低い
4. 将来に目標が持てない
5. こころの状態が不安である
6. 家庭に居場所がない又は家庭でくつろげない
7. 家族や社会など周囲への信頼感が低い
8. 学校で友人と良好な関係を築くのが難しい
9. 保護者や兄弟・姉妹の世話を任される
10. 保護者又は子どもが日本語や日本の習慣になじめない
11. わからない
12. その他〔具体的に：

〕

問 15 貧困状態にある家庭で子どもや若者、保護者は、どのような困難を抱えていることが多いと感じていますか。（特にあてはまるものを3つ選択）

1. 保護者自身が経済的困窮や複雑な家庭環境で育った
2. 精神的に不安定な状態にある（障がいがある又は健康上の問題を抱えている以外）
3. 再婚相手や同居するパートナーが何度か替わっている
4. 転職を繰り返すなど安定した就労が得られない
5. 障がいがある又は健康上の問題を抱えている
6. 家事や育児の支援者や協力者がいない
7. 家族全体が社会的に孤立している
8. 家庭を顧みない又は関心がうすい
9. 初産年齢が10代である
10. 保護者が日本語や日本の習慣になじめない
11. わからない
12. その他〔具体的に：

〕

問 16 新型コロナウイルス感染症の流行前と比較して、最近の相談内容や支援対象者の傾向について、どのように感じていますか。（あてはまるものをすべて選択）

1. 既存の制度では対応できない個人や世帯が増えてきている
2. 分野をまたがる複合的な福祉課題を抱える個人や世帯が増えている
3. 対象者だけではなく、世帯全体への支援が必要なケースが増えている
4. 地域のつながりが薄れ、社会から孤立した個人や世帯が増えている
5. 相談や支援を拒否する個人や世帯が増えている
6. 特に変化は感じない
7. その他〔具体的に：

〕

『貧困の状況にある子どもや若者、保護者に対する支援』についてお伺いします

問 17 あなたは普段、他の部署・機関の人と、貧困状態にある子どもや若者について情報をやり取りする機会がありますか。(1つ選択)

1. よくある(週1回以上)..... 2. ときどきある(月1回～数回程度).....
 3. ほとんどない(年に1～数回程度)..... 4. まったくない.....
 →3または4と回答した方は問18(7ページ)へお進みください

【問17で「1. よくある(週1回以上)」「2. ときどきある(月1回～数回程度)」と答えた方にお伺いします。】

問17-1 どの部署・機関の人とどのような機会に情報をやり取りすることが多いですか。次の1から17について、あてはまる番号をそれぞれ1つ選択してください。

※やり取りがない部署・機関については「6. その部署・機関とやり取りがない」を選択してください

	通常の業務	連絡会議や協議会などの会合	その他の会合	個人的な付き合い	その他	その部署・機関とやり取りがない
1. 幼稚園	1	2	3	4	5	6
2. 保育所	1	2	3	4	5	6
3. 市役所 子育て支援課	1	2	3	4	5	6
4. 子ども家庭支援センター	1	2	3	4	5	6
5. 児童館	1	2	3	4	5	6
6. 学童クラブ	1	2	3	4	5	6
7. 市役所 生活福祉課	1	2	3	4	5	6
8. 健康センター	1	2	3	4	5	6
9. 市役所 障害福祉課	1	2	3	4	5	6
10. 発達支援室	1	2	3	4	5	6
11. 教育センター	1	2	3	4	5	6
12. 公立小学校	1	2	3	4	5	6
13. 公立中学校	1	2	3	4	5	6
14. 高等学校	1	2	3	4	5	6
15. しごと・くらしサポートステーション	1	2	3	4	5	6
16. 多摩児童相談所	1	2	3	4	5	6
17. その他()	1	2	3	4	5	6

問 17-2 支援を行う上で、連携がしにくいと感じている部署・機関等はどこですか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 市役所 子育て支援課	2. 市役所 生活福祉課
3. 市役所 障害福祉課	4. 子ども家庭支援センター
5. しごと・くらしサポートステーション	6. 保育所
7. 幼稚園	8. 児童館
9. 学童クラブ	10. 健康センター
11. 発達支援室	12. 教育センター
13. 公立小学校	14. 公立中学校
15. 多摩児童相談所	16. 高等学校
17. 民生委員・児童委員	18. NPO 等団体
19. ハローワーク等就労支援機関	20. 特になし
21. その他〔具体的に： _____〕	

問 18 あなたは、貧困家庭への支援にあたって、どのような点が困難だと感じていますか。

(1つ選択)

1. 保護者との接触、信頼関係づくりが難しい	
2. 子どもとの関わり方が難しい	
3. 支援に用いることができる制度（資源）が少ない	
4. 支援者間での連携が難しい	
5. その他〔具体的に： _____〕	
6. 特にない	
7. わからない	

問 19 あなたが、貧困家庭への支援における問題について、困ったり、悩んだりした場合、相談先はありますか。「相談先がある」場合は、相談場所を具体的に教えてください。(1つ選択)

1. 相談先がある〔具体的に： _____〕	
2. 相談先はない	

問 20 あなたが参加・主催している活動や行事への地域住民の参加状況はいかがですか。(1つ選択)

1. 反響が良く、多くの地域住民が参加している	
2. 活動や行事によりけりで、一概には言えない	
3. 周知活動は行っているものの、参加者が少ない	
4. 特に参加者が来るような活動は行っていない	
5. その他〔具体的に： _____〕	

問 21 あなたは、（自分が所属する機関で実際に取り組まれている支援にかかわらず）一般的に、貧困状態にある子どもや若者、保護者に対して、どのような支援がより必要だと感じていますか。
特に必要だと思う番号を3つ選択してください。

1. 経済的支援	2. 相談担当者の質的向上
3. 相談担当者の増員	4. 総合相談窓口の設定
5. 訪問による早期発見や生活支援	
6. 保育サービスの提供（病児保育、送迎支援等も含む）	
7. 子どもや若者の居場所（遊び・読書等の場）の提供	
8. 学校での専門家（スクールソーシャルワーカー等）による支援	
9. 保護者以外の信頼できる大人との活動	
10. 子どもや若者への学校以外での学習機会の提供	
11. 子どもや若者への文化的活動（自然体験学習、スポーツ等）の機会の提供	
12. 子どもや若者への食事の提供	
13. 保護者の就労の支援	14. 保護者の受診勧奨
15. 子どもや若者の進学・就労の支援	16. わからない
17. その他〔具体的に： _____ 〕	

問 22 あなたは、貧困状況にある家庭への支援に関して、どのような改善が必要だと思いますか。自由に記載してください。

問 23 子ども・若者を取り巻く課題が多様化していますが、普段から子どもや若者と接していて、課題と感じている点と、それに対する対応方法として必要であると考えている点について、自由に記載してください。

最後に、令和4年4月に施行した、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を紹介いたします。こちらをご参照ください。

多摩市

子ども・若者の権利を保障し 支援と活躍を推進する条例

多摩市では、「子ども・若者を誰一人取り残さず、大切にするまち・多摩市」を目指して、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を制定しました。

子ども・若者（おおむね30歳代までの市民）が主役の条例です。

条例のポイントについてご紹介します。

基本理念

子ども・若者の権利

市民の役割

市の役割



基本理念【第3条】

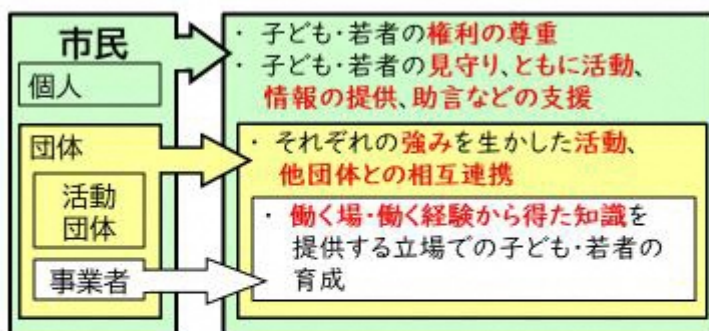
1 子ども・若者の 権利の保障	2 切れ目のない 支援	3 意見表明・ まちづくり参画	4 様々な主体の 相互協力・相互支援
子ども・若者にとって最も良いことは何かを考え、子ども・若者の権利を尊重します。	子ども・若者の成長や状況などに応じて、支援が受けられるようにします。	子ども・若者が自分の考えを伝えることや、まちづくりに参画できるようにします。	子ども・若者を含めた多摩市のみんなが、お互いに協力し合い、支え合う関係をつくります。

子ども・若者の権利【第4条】

生きる権利、育つ権利、 守られる権利、 抱える困難に応じて 必要な支援を受ける権利  命が守られること、能力を伸ばして成長できるように学び、遊ぶこと、暴力から守られることなどの基本的な権利があり、必要な支援を受ける権利があります。	社会の一員として、 意見を表明し、 暮らしやすいまちの実現 に向けて参画する権利  自分の意見を伝えるのが得意な人も、苦手な人も、考えや思いを相手に伝える権利があり、まちづくりに参画する権利があります。	結果にとらわれず、 自らの意思で挑戦し、 その挑戦を後押し されながら成長する権利  挑戦の内容は、人それぞれ違います。まだやったことのないことや、難しいことへの取り組みは、たとえ失敗しても、成長につながる大切な経験です。
--	--	--

市民の役割【第5条】

*市民＝市内在住・在勤・在学の方、市内で活動している方・団体、市内の事業者



市の役割【第6条】

- 基本理念にのっとり、総合的・具体的な施策と推進体制
- 基本理念の周知啓発
- 市と市民、市民同士の連携に向けた取り組み

多摩市は、皆様と一緒に、子ども・若者を誰一人取り残さずに大切にするまちの実現を目指し、様々な取り組みを進めてまいります。

アンケート調査にご協力いただき、ありがとうございました。